

環境省



表17-4 環境省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

政策ごとの評価結果については、

総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/seisaku\\_fusyou.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_fusyou.html)) を参照されたい。

また、政策評価の結果の政策への反映状況は、以下の一覧のとおりである。

## 1 事前評価

表17-4-(1) 規制を対象として事前評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	有害物質使用特定施設等に係る定期点検義務の創設	第177回国会へ水質汚濁防止法の一部を改正する法律案を提出した。
2	有害物質使用特定施設等に係る改善命令等の創設	
3	有害物質使用特定施設等に係る構造等の基準遵守義務の創設	
4	有害物質使用特定施設等の届出規定の創設	
5	水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象の追加（指定物質の規定）	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第22号）を公布した。 （平成23年3月16日公布）

表17-4-(2) 規制を対象として平成21年度に事前評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	ばい煙量等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設	第174回国会へ大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案を提出した。 （平成22年4月28日成立、5月10日公布）
2	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に係る改善命令等の発動要件の見直し	
3	水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象の追加	
4	排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の事前届出	第174回国会へ廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案を提出した。 （平成22年5月12日成立、5月19日公布）
5	産業廃棄物管理票（マニフ）	

	エスト) 制度の強化	
6	産業廃棄物処理業者等による委託者への通知義務付け	
7	廃棄物処理施設の維持管理に関する情報公開の義務付け	
8	報告徴収及び立入検査の対象拡充	
9	措置命令の対象拡充	
10	廃棄物処理施設に関する定期検査制の新設	
11	設置許可が取り消された場合等における最終処分場の適正な維持管理を確保するための措置	
12	維持管理積立金の積立義務違反に対する担保措置の強化	
13	廃棄物の再生利用、広域的処理等の特例に係る環境大臣の指導監督の強化	
14	熱回収の機能を有する廃棄物処理施設設置者の認定制度の創設	
15	多量排出事業者の処理計画作成・提出義務に係る担保措置の創設	
16	法的関与要件に交付金事業を追加	第174回国会へ環境影響評価法の一部を改正する法律案を提出した。 (平成23年4月22日成立、4月27日公布)
17	方法書手続の実施前の段階で、環境保全上配慮すべき事項についての検討を行う手続を創設	
18	環境影響評価図書のインターネットによる公表を義務付け	
19	方法書段階における説明会の義務付け	
20	評価書に記載した環境保全措置等について、事業着手後における実施状況の公表等を義務付け	

表17-4-(3) 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	P C B 汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の延長	【延長】 評価結果を踏まえ、23年度税制改正要望を行った。 予算要求： 石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業（23年度要求11,516千円） P C B 廃棄物適正処理対策推進事業（23年度要求97,121千円）
2	グリーン投資減税（旧エネルギー需給構造改革推進投資促進税制）	【新設】 評価結果を踏まえ、23年度税制改正要望を行った。

3	特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置	【新設・拡充・延長】 評価結果を踏まえ、23年度税制改正要望を行った。
4	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	【拡充】 評価結果を踏まえ、23年度税制改正要望を行った。
5	環境未来都市整備地域における税制上の特例措置	【新設】 評価結果を踏まえ、23年度税制改正要望を行ったが、調整の結果、当該税制改正要望を取り下げた。

表17-4-(4) 個別公共事業を対象として事前評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	一般廃棄物処理施設整備事業（24事業）	本事業の評価内容を踏まえ、平成21年度補助事業として1事業及び22年度補助事業として23事業を採択している。

## 2 事後評価

表17-4-(5) 実績評価方式により事後評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	地球温暖化対策の推進	<p>【改善・見直し】</p> <p>&lt;今後の主な取組&gt;</p> <p>【国内における温室効果ガスの排出抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 我が国における、地球温暖化対策の基本的な方向性を明らかにし、環境と成長が両立した「エコ社会」の実現に向けた第一歩を踏み出していくために、地球温暖化対策に関し、基本原則と各主体の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標を設定し、地球温暖化対策の基本となる事項を定める法案の早期成立を図る。</li> <li>○ 我が国の中長期目標達成のため、京都議定書目標達成計画に盛り込まれている各種目標の達成状況や対策の進捗状況の評価も踏まえ、施策の抜本的かつ包括的な見直しを進めるとともに、国内排出量取引制度の創設、地球温暖化対策税の検討などを着実に進める。</li> <li>○ 6%削減約束の確実な達成のため、京都議定書目標達成計画に基づき対策・施策を着実に実施する。</li> <li>○ 温暖化対策の推進に関する法律に基づき、以下の対策を進める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の適切な運用により、事業者の自主的な排出抑制のための取組の推進を図る。</li> <li>・ 日常生活から排出される温室効果ガス排出量の「見える化」の推進による削減効果の実証を行い、効果的な削減に結びつく情報提供の在り方を検討するとともに、各家庭の温室効果ガス排出実態に応じた削減行動を支援し、環境コンシェルジュ制度の検討を行う。</li> <li>・ 温室効果ガスの排出抑制等のために事業者が取り組むべき措置等を示した排出抑制等指針について、対象となる部門を追加するなど、その一層の拡充を図る。</li> <li>・ 地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制のための施策を推進するため、地方公共団体実行計画の策定及び実施を支</li> </ul> </li> </ul>

		<p>援する。</p> <p>○ 国際的には、平成21年12月にデンマーク・コペンハーゲンで開催された気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）において、米中等が参加し、途上国支援を含む、「コペンハーゲン合意」が作成された。この「コペンハーゲン合意」を基礎に、2013年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みの採択に向けて、国際交渉の前進に貢献する。</p> <p><b>【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】</b></p> <p>○ GPG-LULUCFに則って吸収・排出量の報告・検証体制の設計を行い、我が国の吸収源活動が国際的に確実に認められ、吸収量目標の達成が確実となる体制の構築に資する。</p> <p>○ 次期枠組み（2013年以降）の下での吸収源の取扱いについて、国際交渉に的確に対応するとともに、有力なオプションについては予備的に検討を行うことにより、基本ルール合意後になされるガイドライン等の作成の際に我が国の実情を反映させる。</p> <p><b>【京都メカニズム活用の推進】</b></p> <p>○ 京都メカニズムに関する専門知識、プロジェクトの質を評価できるだけの知見、事業性やファイナンス面の知識経験等を有するNEDOに京都メカニズムクレジット取得事業を委託し、直接取得、間接取得、グリーン投資スキーム（GIS）等の形態から適切な手法を用い、京都メカニズムクレジットを効果的に取得していく。</p> <p>&lt;終期を迎えた予算事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体毎の二酸化炭素排出量調査・推計業務 事業を一旦廃止し、関連業務と整理統合し、効率的な事業内容として概算要求額を減額。</li> <li>・ 低炭素社会づくりのための中・長期目標達成ロードマップ策定費 一旦廃止したうえで、これまでの成果等を踏まえ、新たに要求。</li> <li>・ 地域連携家庭・業務部門温暖化対策導入促進事業 所期の目的が達成されたこと、及び、国と地方の事業の役割分担に関する議論を踏まえ、廃止。</li> <li>・ 地方公共団体毎の二酸化炭素排出量調査・推計業務 事業を一旦廃止し、関連業務と整理統合し、効率的な事業内容として概算要求額を減額。</li> <li>・ 低炭素社会づくりのための中・長期目標達成ロードマップ策定費 一旦廃止したうえで、これまでの成果等を踏まえ、新たに要求。</li> <li>・ 地域連携家庭・業務部門温暖化対策導入促進事業 所期の目的が達成されたこと、及び、国と地方の事業の役割分担に関する議論を踏まえ、廃止。</li> <li>・ 太陽光発電等再生可能エネルギー活用推進事業 所期の目的が達成されたため廃止。</li> <li>・ 低炭素社会モデル街区形成促進事業（うち「省CO<sub>2</sub>型街区形成促進事業」） 所期の目的が達成されたため廃止。</li> <li>・ 二酸化炭素海底地層貯留技術開発事業 所期の目的が達成されたため廃止。</li> <li>・ 廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業 廃止。</li> <li>・ 船舶の省CO<sub>2</sub>対策の推進に向けたモデル事業 廃止。</li> <li>・ クールシティ中枢街区パイロット事業 廃止。</li> <li>・ エコポイント等CO<sub>2</sub>削減のための環境行動促進事業 所期の目的が達成されたため廃止。</li> <li>・ 温暖化影響情報集約型CO<sub>2</sub>削減行動促進事業 廃止。</li> </ul> <p>&lt;予算要求&gt; 平成23年度予算要求額：77,105,947千円</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt; 定員要求：9名</p>
2	地球環境の保全	改善・見直し

<今後の主な取組>

**【オゾン層の保護・回復】**

- フロン回収・破壊法の周知徹底及び施行強化を図るとともに、機器使用時の排出抑制のための要因把握・分析、機器の使用者・保有者の取組等を推進する。
- ノンフロン製品の更なる普及推進等、脱フロン社会の構築に向けた施策を検討推進する。
- 途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図るとともに、プロジェクトを検討推進する。

**【酸性雨・黄砂対策】**

- 東アジア地域における大気汚染防止の取組を推進するため、国際的な枠組みであるE A N E T活動の将来発展に向けた取組や、東アジア諸国の大気管理能力の向上の支援など、国際協力を推進する。
- 酸性雨のみならず、オゾンやエアロゾルも含めた越境大気汚染及び生態影響の監視に重点化した長期モニタリングを着実に実施する。
- 黄砂対策について、北東アジア地域における黄砂モニタリングネットワーク及び早期警報システムの構築を進めるとともに、日中韓の共同研究を推進する。

**【海洋環境の保全】**

- 廃棄物の海洋投入処分許可制度について、今後のあり方の検討を進める。
- 陸域起源の汚染及び廃棄物の海洋投入処分による汚染を把握するために、日本周辺の海域において海洋モニタリングを実施する。
- 二酸化炭素海底下地層貯留に係る影響評価やモニタリング等について管理手法の高度化に関する検討を進める。
- 漂流・漂着ゴミの問題の解決に向けて、引き続きモデル地域において漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法について更なる検討や状況把握のための調査を行う。
- NOWPAP等の活用により、海洋生態系保全や漂着ごみ問題の解決に向けた国際的取組を推進する。

**【地球環境分野における国際協力・研究調査等】**

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 違法伐採対策及び持続可能な森林経営への民間ベースの取組推進支援、国民の理解向上のための普及啓発を行う。
  - 砂漠化評価・適応策の手法検討を行う。
  - 南極地域の環境の実態把握モニタリング実施計画の策定、南極環境保護議定書附属書への対応の継続、南極条約・議定書に基づく査察の実施結果の報告についての検討を開始し、南極環境保護法に基づく手続きの更なる周知徹底を行う。
- (国際的な貢献と連携・国際協力)
- 引き続き、G 8、UNEP、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合(T E M M)、A S E A N + 3環境大臣会合、東アジア首脳会議(E A S)環境大臣会合等の各種の枠組みで、我が国がリーダーシップを発揮できるよう積極的に貢献する。また、WTO、FTA/EPAの交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。
  - クリーンアジア・イニシアティブを推進し、アジアにおいて低炭素型・低公害型社会、循環型社会、自然と人間が共生する社会を構築していく。
  - 国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。

(研究調査)

- 衛星データの利用による観測空白域の解消、リアルタイムモニタリングが可能な観測ネットワークの構築、及び観測データ利用促進につながるデータ公開システムの開発を検討する。また、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(G O S A T)の観測データの検証を行う。
- 地球環境分野の監視・観測及び調査研究について、行政として研究してほしいテーマや特に採択したい課題を公募時に明示することによ

		<p>り、行政ニーズに合った研究課題などより重要な分野への研究資源の配分を強化することによって、より効率的かつ効果的に調査研究等を推進する。また、我が国の環境経済統合評価モデルを用いて、アジア各国が自ら将来の環境変化を予測するための能力開発を行い、各国における具体的な政策導入に貢献する。</p> <p>&lt;終期を迎えた予算事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アジア太平洋環境開発フォーラムセカンドステージ（APFED II）活動推進費 所期の目的が達成されたため廃止。</li> <li>・ 貿易自由化と環境保全の相互支持性強化推進費等 所期の目的が達成されたため廃止。</li> <li>・ 気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費等（うち「アジアにおける環境・経済統合影響評価モデルによる日本型環境政策検討スキームの導入支援費」「気候変動影響・適応に関する情報収集・評価・対策事業」） 「気候変動影響・適応に関する情報収集・評価・対策事業」は一旦廃止し、事業内容を刷新しその他事業と整理統合。</li> <li>・ 地球環境保全試験研究費等（うち「地球環境研究計画策定等経費」） 「地球環境研究計画策定等経費」を廃止。また、事業内容の効率化を図ることで、概算要求額を減額。</li> </ul> <p>&lt;予算要求&gt; 平成23年度予算要求額：2,204,703千円</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt; 定員要求：1名</p>
3	大気・水・土壌環境等の保全	<p><b>改善・見直し</b></p> <p>&lt;今後の主な取組&gt;</p> <p><b>【大気環境の保全】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境基準が設定されたPM2.5については、中央環境審議会において示された課題を踏まえ、次のような取組を推進。 （i）地方自治体と連携した監視体制の整備、排出インベントリの作成、大気中の挙動や二次生成機構の解明等、（ii）より効果的な対策の検討、（iii）日本国内における疫学・毒性学調査の実施等によるさらなる知見の充実。</li> <li>○ 改正自動車NOx・PM法等を踏まえた流入車対策及び局地汚染対策をはじめとする自動車排出ガス対策の着実な実施。</li> <li>○ 平成21年度に構築したトレーサビリティの確保された光化学オキシダント自動測定器の精度管理体制の適切な運用とともに、原因物質である揮発性有機化合物を含む国内対策の着実な実施、国際的取組を推進していく。</li> <li>○ ディーゼル重量車についてNOx排出量を09年規制（いわゆるポスト新長期規制）の3分の1程度にする挑戦目標を設定。さらに国際的な標準の動向を考慮した排出ガス試験モード等の見直しについて検討する。自動車に起因する微小粒子状物質（PM2.5、ナノ粒子）について、その粒径分布、組成や粒子数等の実態調査を行う。また、最新規制適合車の排出ガスについて、バイオ燃料を使用した際の実態調査を行い、必要に応じた対策を検討するなど自動車単体対策を引き続き進める。</li> </ul> <p><b>【大気生活環境の保全】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大気生活環境の保全について、騒音ラベリング制度の導入など低騒音社会を目指した騒音対策の推進及び低周波音に関する知見の集積。嗅覚測定法の精度確保及び国際化対応への検討と臭気指数規制の更なる推進。自動車単体対策について、騒音規制手法の見直し、タイヤ単体騒音規制の導入等について検討。航空機及び新幹線騒音対策について、土地利用対策及び交通騒音モニタリングの在り方の検討。クールシティづくりの推進として注目度の高い街区での集中的かつ一体的なヒートアイランド対策等の推進。また、感覚環境の観点を取り込んだまちづくり推進のための事例の収集、普及方策の検討。良好な感覚環境形成の全国的な展開。</li> </ul>



**【水環境の保全】**

- 新たな科学的知見の集積を通じた、水質環境基準等の目標の設定と見直しの検討、生活環境項目の新規項目としての底層D O追加等の見直しの方向性を踏まえ、各水域での水質実態、利水用途の把握及び将来水質予測等の各水域での類型指定のための検討、未規制の物質・項目を含めた工場・事業場からの排水実態の継続的な調査、排水中の多様な化学物質の影響を総体的に管理する新たな手法の検討、水環境中の化学物質挙動に着目した有害物質リスク管理手法の検討、暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向けた取組の実施、的確かつ効率的な公定分析法の検討。また、水質汚濁防止法に基づく事故時の措置における対象物質の拡大の検討。
- 湖沼の水環境改善に向けたより効果的な施策の検討・実施、地下水の総合的な保全のあり方の検討・保全対策の実施、湧水の保全のあり方の検討・対策の実施、皇居外苑濠を始めとした身近な水環境改善に向けた検討等の実施。
- 「第7次水質総量削減の在り方について」を踏まえた総量規制基準の検討等。
- 「里海」づくりを推進するための里海づくりマニュアル、里海創生計画の策定、先進事例の収集等。
- 瀬戸内海環境保全基本計画フォローアップを踏まえ、瀬戸内海環境基本計画の目標達成にむけた施策の円滑な実施等。
- 有明海・八代海の生態系機能の活用や生物多様性の維持を念頭においた環境改善方策の検討。
- 気候変動が公共用水域の水質及び生態系に与える影響を適切に把握するとともに、将来の気候変動に伴う水環境変化の予測を行い、想定される悪影響への適切な対応策を検討。

**【土壌環境の保全】**

- 土壌の環境基準等の検討を行うとともに、改正法の円滑な施行に向け技術管理者試験や追加規定の整備を実施する。
- 農用地土壌汚染防止法については、農用地土壌汚染対策地域の指定要件等の見直しに向け、食品安全委員会への意見聴取及びパブリックコメント等を実施し、必要な政省令等の改正を行う。

**【ダイオキシン類・農薬対策】**

- POPs条約やWHOの検討状況等、国際的な動向を踏まえた国内におけるダイオキシン対策の検討・一層の推進。
- 農薬について、水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の着実な設定、農薬の生物多様性に与える影響の調査の実施、農薬の飛散による周辺住民等へのリスクを適切に評価・管理する手法の開発調査の強化。

**【効果的な公害防止の取組促進】**

- 「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」の改正を踏まえ、水質汚濁防止法において新たに事故時の措置の対象となる指定物質を定める政令の改正、ばい煙量等や排出水の汚染状態等の測定結果の保存に係る事項及び排出水等の汚染状態の測定頻度・測定項目を定める省令の改正を行う。また、平成22年1月の中央環境審議会の答申を踏まえた公害防止を促進するための方策等や、効果的な公害防止体制の維持のための「公害防止ガイドライン」の継続的な普及啓発を実施する。

**【アジアにおける環境協力】**

- 東アジア諸国における水質総量削減制度の導入指針策定のため、中国においてケーススタディを実施することで水質総量削減制度の現地適用性を検証し、東アジア諸国の実情に応じた実用性の高い水質総量削減制度導入指針を策定。
- グッドウォーターガバナンスの向上に向けたアジア水環境パートナーシップ、平成19年4月の日中首脳間における環境協力共同声明を踏まえた日中水環境パートナーシップ等の国際的な水問題の解決に向けた取組。
- アジア各国の状況に応じて、我が国の「環境対策・測定技術」、「環境保全の規制体系」、「人材」などをパッケージにして普及・展開する。
- コベネフィット・アプローチを推進するため、途上国のニーズを踏

		<p>まえた技術の実証を行い、二国間協力を通じてコベネフィットCDM案件等（気候変動に係る次期枠組みを視野に入れる）の形成を進め、事業化を推進し、また、コベネフィットの効果手法の更なる開発を行う。また、本アプローチを普及させるための国際的なパートナーシップの構築を進める。</p> <p>&lt;終期を迎えた予算事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>船舶の省CO<sub>2</sub>対策の推進に向けたモデル事業 予定の終期どおり。</li> <li>EST、モビリティ・マネジメント（MM）による環境に優しい交通の推進 事業仕分けの結果を受けて廃止。</li> <li>モデル地域における未利用水・未利用エネルギーの有効活用検証 予定の終期どおり。</li> <li>クールシティ中枢街区パイロット事業 事業仕分けの結果を受けて廃止。</li> <li>硝酸性窒素対策等地下水質管理的確化調査 硝酸性窒素対策の効率化を図るため。</li> </ul> <p>&lt;予算要求&gt; 平成23年度予算要求額：6,364,903千円</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt; 定員要求：7名 機構要求：1</p>
4	廃棄物・リサイクル対策の推進	<p><b>改善・見直し</b></p> <p>&lt;今後の主な取組&gt;</p> <p><b>【国内及び国際的な循環型社会の構築】</b></p> <p>○ 国内の循環型社会の構築については、近年の変化に対応できる施策に活かすため、中長期の循環型社会の姿について検討を行う。また、引き続き、地域循環圏の形成の推進のための検討や地域循環圏のための地域計画の策定、各地域で行われている地域循環圏づくりの取組状況について調査を行うとともに、地域住民、NGO/NPO、事業者、地方公共団体等が連携して実施する地域の取組への支援を行う。</p> <p>さらに、3R推進全国大会及び地方大会、循環型社会形成推進功労者大臣表彰など、ライフスタイルの変革や発生抑制等のための普及啓発・調査検討に取り組むとともに、地域一体となって経済的手法を活用した3Rを促すため、3Rエコポイント導入のためのガイドラインの作成や循環型社会ビジネス振興の支援を行う。</p> <p>このほか、研究分野とも連携しながら、物質フロー指標等の課題や方向性について検討するとともに、廃棄物統計の早期化・速報化や精度向上を進める。</p> <p>○ 国際的な循環型社会の構築については、アジアにおける循環型社会の構築に向けて、アジア3R推進フォーラムについて会合の定期的開催、参加者間の情報共有等を進め、アジア3R推進フォーラムの下で、3Rに関するハイレベルの政策対話の促進、各国における3Rプロジェクト実施への支援の促進、3R推進に役立つ情報の共有、関係者のネットワーク化等を進めていく。また、二国間の3R推進の協力の構築と展開を進める。この中で我が国の循環ビジネスのアジアへの展開に向けた基盤整備を行う。さらに、CSD19への貢献のため、世界レベルの廃棄物管理推進の議論を進めるための意見の集約にリーダーシップを取って貢献する。</p> <p><b>【循環資源の適正な3Rの推進】</b></p> <p>○ 容器包装リサイクルについては、容器包装のリユースの促進について、マイボトル・マイカップなどの普及促進に向けた普及啓発活動を行う。また、容器包装プラスチックの再商品化手法及び入札制度のあり方について、中長期的な課題の議論を行う。また、引き続き、容器包装のリサイクルについて、更に信頼性を高めるための検討を進める。建設リサイクルについては、平成20年12月のとりまとめを踏まえ、建設リサイクル法基本方針の見直しを行う。自動車リサイクルについては、平成22年1月に「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討</p>

		<p>に関する報告書」の取りまとめを行ったことから、本報告書における提言事項を踏まえ、必要な措置を講ずる予定。他の個別リサイクル法についてもリデュース・リユースの取組をさらに進めつつ、政省令の整備や普及啓発等により円滑な施行を行う。また、レアメタルのリサイクルについては、効率的・効果的な回収方法の検討、回収された使用済小型家電についてレアメタルの含有実態の把握等の実施、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性の評価及び適正処理等についての検討を引き続き行い、経済性の検討及びリサイクルシステムの構築に向けた課題の整理を行っていく。</p> <p><b>【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】</b></p> <p>○ 一般廃棄物について、バイオマス利活用の推進や廃棄物発電等のエネルギー利用の強化、廃棄物処理施設における基幹的設備の改良事業に対する支援等を実施しながら、低炭素社会と循環型社会の一体的な構築を地域から実現する循環型の地域づくりを進めていく。</p> <p><b>【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】</b></p> <p>○ 産業廃棄物について、優良な処理業者の育成や電子マネーの普及等をより推進するために、引き続き、暴力団排除対策の推進、制度の普及及び導入時のインセンティブの周知を行う。また、3R及び適正処理の推進のための取組を引き続き推進するとともに、PCB廃棄物処理の推進方策及び最終処分場の基準のあり方についての検討を行うなど、安心・安全な最終処分等の計画的確保を図る。さらに、廃棄物処理制度の施行状況の評価及び点検を行い、必要に応じて見直しを行う。</p> <p><b>【廃棄物の不法投棄の防止等】</b></p> <p>○ 不法投棄等の対策については、引き続き現に生活環境保全上の支障等のある事案を中心に、詳細な支障の状況等の把握を行い、支障等の度合いに応じて優先順位をつけた計画的な支障除去等事業を展開する。</p> <p>また、不法投棄等の支障除去等事業完了後の跡地のイメージアップや廃棄物最終処分場の立地の促進を図るため、これら跡地等の利活用方策のモデル事業を行う。</p> <p>○ 水銀や残留性有機汚染物質（POPs）等の有害特性を有する化学物質を含む廃棄物について、生活環境保全上の支障等の未然防止を図るため、国際動向に対応し、適正な処理を確保するための仕組みを構築する。</p> <p>○ 有害廃棄物等の不法輸出入監視能力の強化とアジアでの資源の適正な循環の確保を図る。</p> <p><b>【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】</b></p> <p>○ 平成22年度より単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴う単独処理浄化槽撤去費用への助成要件の年限撤廃や、省エネルギー対応型の浄化槽の整備を行う際、一定の要件に合致する市町村に対し「低炭素社会対応型浄化槽整備促進事業」（助成率1/2）として実施するなど、浄化槽整備事業に対する支援の充実を図っていく。</p> <p>○ 浄化槽に関するシンポジウム、環境省ホームページ等による積極的な普及啓発を行う。</p> <p>○ 市町村による積極的な浄化槽整備区域の設定において、ノウハウの提供等支援する取組を行う。</p> <p>&lt;終期を迎えた予算事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域からの循環型社会づくり支援事業 事業内容の見直しにより廃止。</li> <li>・ 廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業 平成20年度からの3カ年の予定の実施事業であるため。</li> <li>・ 廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業 平成20年度からの3カ年の予定の実施事業であるため。</li> </ul> <p>&lt;予算要求&gt;</p> <p>平成23年度予算要求額：62,452,951千円</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <p>定員要求：4名</p>
5	生物多様性の保全と自然との共生の推進	<b>改善・見直し</b>

<今後の主な取組>

**【基盤的施策の実施及び国際的取組】**

- 生物多様性国家戦略2010に示された各種施策を推進する。  
平成20年度からの継続的な取組として、生態系総合監視システムの構築、海洋生物多様性情報の収集整備、我が国の生物多様性の総合評価、国民への普及啓発、多様な主体の参画促進、アジア太平洋地域における生物多様性情報の整備・共有に係る事業を推進する。あわせて、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を一層推進させるため、必要な定員を要求する。
- 生物多様性条約第10回締結国会議（COP10）の開催とその成功に向け、国際的なリーダーシップを発揮しつつ積極的な貢献を行うべく、アジア各国をはじめ各締約国、関係省庁や地元（愛知県、名古屋市）との連携の強化や、多様な主体に対する参画の呼びかけ等の取組を進めるとともに、COP10の結果を踏まえた国際的取組を、生物多様性日本基金（仮称）も活用しつつ強化する。

**【自然環境の保全・再生】**

- 自然公園等において、生物多様性保全の観点からの保護施策を強化するとともに、生態系ネットワーク形成を推進する。また、国立・国定公園等の指定地域を総点検し、全国的な指定の見直し・再配置を進める。あわせて、国立・国定公園の選定基準、調査指針等の見直しを行う。
- 世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、新たな世界自然遺産への推薦及び登録を目指した取組を進めることとし、関係省庁との連携や自然環境データの蓄積を一層強化する。
- 自然再生に関する国民への普及啓発活動を推進するとともに、地域住民やNPO等に対する支援を進める。
- 多様な主体による里地里山の持続的な利用・管理に必要な方策を検討する。また、世界での自然共生社会の実現のため、二次的自然地域における自然資源の持続可能な利用と管理の推進のための取組として「SATOYAMAイニシアティブ」を世界に提案し、推進する。
- 地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本の地域制自然公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信していく。
- 自然公園法の改正を踏まえ、国立公園等の生物多様性保全や海域における風景等の保護と利用を適正に進めるほか、生物多様性保全上重要な価値を有する奄美地域について、国立公園の指定を視野に入れた取組を進める。

**【野生生物の保護管理】**

- レッドリストの見直し結果を踏まえ、特に保護の優先度が高い種について詳細な調査を行った上で、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への指定を含む適切な対応を行う。
- トキの野生復帰に向けた放鳥の継続、ヤンバルクイナの生息域外保全の開始など、保護増殖事業の着実な推進を図る。
- 鳥獣保護法等に基づく具体的施策を展開するとともに、野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査を継続するとともに、野生鳥獣の保護管理を強化し、より科学的・計画的な保護管理を推進する。
- ラムサール条約湿地の保全等に係る普及啓発を推進するとともに、渡り鳥等の保護に係る国際的な枠組みの活用を進める。
- 遺伝子組換え生物に関する最新の知見を収集するとともに、これら知見を反映した遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価を推進する。
- 特定外来生物の国内での定着防止の実施に必要な輸入・飼養等の規制及び防除事業の実施を進める。

**【動物の愛護及び管理】**

- 動物の愛護、適正飼養に関する一層の普及啓発を図るほか、都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識、技能の向上を図るため講習会を実施する。
- 再飼養支援データベース・ネットワークシステムの参加自治体数の増加（前年度比10増加の70自治体）、システムのより一層の充実（相

		<p>互リンクの充実等) を図るとともに動物適正譲渡講習会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ マイクロチップを始めとする個体識別措置の一層の推進を図る。</li> <li>○ ホームページや各種パンフレット等の活用により、動物愛護管理法等について国民への一層の周知、普及啓発を図る。</li> <li>○ 動物愛護管理法の施行状況に関する各種調査を行い、中央環境審議会動物愛護部会の下に設置した動物愛護管理のあり方検討小委員会を開催し、課題の解決に向けた所要の措置について検討を行う。</li> <li>○ ペットフードの安全性に関する知見の収集及び更なる基準・規格の検討を行う。</li> <li>○ 犬ねこ以外の動物のペットフードに関する課題や適切な飼養方法に関する情報を収集する。</li> </ul> <p><b>【自然とのふれあいの推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ パークボランティアなどの人材の育成・確保を図るとともに、自然体験の機会や情報を積極的に提供する。</li> <li>○ エコツーリズム推進法及びエコツーリズム推進基本方針を踏まえたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、グリーンツーリズムとの連携などエコツーリズムによる地域活性化支援、エコツーリズムによる資源利用の適正化、エコツーリズムの実態調査・解析事業等を総合的に実施する。</li> <li>○ 誰もが安全・安心に自然の魅力を享受できるよう、利用による自然環境への影響を最小限にしつつ、公園施設のユニバーサルデザイン化や老朽化施設等の再整備を推進する。</li> <li>○ 温泉法の改正内容等の適正な運用を図るための各種施設を推進する。</li> <li>○ 温泉の持続的かつ適正な利用を図るため、禁忌症及び適応症に関する検討調査や大深度掘削泉からの揚湯による温泉資源、周辺地盤等への影響調査など中央環境審議会答申において指摘された事項に対応していくための検討調査を継続実施する。</li> </ul> <p>&lt; 終期を迎えた予算事項 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「いきものにぎわいプロジェクト」推進費 新規事業項目に事業内容を継承し、発展的に終了。</li> <li>・ 生物多様性国際イニシアティブ推進関係経費 新規事業項目に事業内容を継承し、発展的に終了。</li> <li>・ 国際生物多様性年関連経費 事業目的を達成したため終了。</li> <li>・ 生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議関係経費 事業目的を達成したため終了。</li> <li>・ 山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助 行政事業レビューにより廃止の判定。</li> <li>・ 野生生物との共生推進費 事業目的を達成したため終了。</li> <li>・ 外来種防除促進のための実務者会合費 事業目的を達成したため終了。</li> </ul> <p>&lt; 予算要求 &gt; 平成23年度予算要求額：17,890,621千円</p> <p>&lt; 機構・定員要求 &gt; 定員要求：14名 機構要求：1</p>
6	化学物質対策の推進	<p><b>改善・見直し</b></p> <p>&lt; 今後の主な取組 &gt;</p> <p><b>【環境リスクの評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般環境中における化学物質の実態調査を推進・強化していく。また、ナノ材料の人や生物へのリスク評価手法の調査検討を行う。</li> <li>○ 環境リスク初期評価については、引き続きPRTTRデータやシミュレーションモデル等をも活用し、ばく露データ・毒性データの充実を図り、より確実性の高い環境リスク初期評価調査を実施していく。</li> <li>○ 製品中の有害化学物質モニタリングを、対象物質、対象製品について優先順位付けすること等により、体系的に実施する。</li> </ul>

		<p>○ 環境要因（特に化学物質）が子どもの発育に与える影響を明らかにするために、「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」等の小児環境保健に関する調査研究を推進する。</p> <p><b>【環境リスクの管理】</b></p> <p>○ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）については、改正法に基づき、WSSD（持続可能な開発に関する世界サミット）2020年目標の達成に向けて、既存化学物質を含むすべての化学物質に対するスクリーニング、リスク評価について、効率的な手法を確立し、第3種監視化学物質に対して開始する。</p> <p>○ P R T Rデータの多面的な利用を促進する。</p> <p>○ 国際潮流を踏まえた化審法・化管法の見直しの方向性を踏まえ、円滑な施行に向けた対応が必要。また、化学物質環境実態調査の対象物質を見直すとともに、関係各主体の連携を強化し、協働を推進していく。</p> <p>○ 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（P O P s条約）の対象物質に追加されたP F O S又はその塩については、限定的使用の際に遵守すべき技術上の基準を策定し、その周知徹底を図る。</p> <p><b>【リスクコミュニケーションの推進】</b></p> <p>○ 地域や事業者のニーズ等を踏まえたリスクコミュニケーションの推進方策を検討し、実施していく。</p> <p>○ 地方公共団体がリスクコミュニケーションを推進するうえで参考となるマニュアルである「自治体のための化学物質に関するリスクコミュニケーションマニュアル」を改訂する。</p> <p>○ ファシリテーターの確保に向けた取組を進める。</p> <p>○ 引き続き化学物質と環境円卓会議を開催する等、より一層のリスクコミュニケーションの普及を図る。また、「リスクコミュニケーションの場」として求められる役割の検討を行う。</p> <p><b>【国際協調による取組】</b></p> <p>○ S A I C Mについて国内実施計画を策定し、アジア太平洋地域でのリーダーシップを発揮する。</p> <p>○ 2010年6月から開始される国際的な水銀の管理に関する条約の制定に向けた交渉において、第2回政府間交渉委員会の国内開催やアジア太平洋地域のコーディネーターの役割を通して、関連する議論を主導するとともに、我が国としての対応の検討を行う。</p> <p>○ 廃棄物分野における水銀パートナーシップのリードを努める等、水銀管理に関する国際的取組の推進に貢献する。</p> <p>○ 中国・韓国等諸外国との政策対話を引き続き進める。</p> <p><b>【国内における毒ガス弾等対策】</b></p> <p>○ 神栖市における緊急措置事業（小児支援体制整備事業を含む。）を引き続き実施するほか、高濃度汚染対策を引き続き実施する。</p> <p>○ 神栖市及び平塚市における地下水モニタリングについて、21年度に追加したモニタリング孔を含め、着実にモニタリングを実施する。</p> <p>○ 寒川町、平塚市、習志野市の事案について必要に応じ環境調査を実施する。</p> <p>○ 千葉市の事案について、回収された化学弾の可能性のある砲弾の無害化処理実施に向け、施設設計等に着手する。</p> <p>○ ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験を引き続き実施し、ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性の解明を図る。</p> <p>&lt;終期を迎えた予算事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査（小児環境保健研究プロジェクト） 新規事業項目に事業内容を継承し、発展的に終了。</li> <li>・ 化学物質環境安全社会推進費 行政事業レビューを踏まえ、事業の見直しを行った。</li> </ul> <p>&lt;予算要求&gt;</p> <p>平成23年度予算要求額：6,920,887千円</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <p>定員要求：3名 機構要求：1</p>
7	環境保健対策の推進	改善・見直し

		<p>&lt;今後の主な取組&gt;  <b>【公害健康被害対策（補償・予防）】</b>  ○ 公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）の被認定者に対する補償の確保及び療養・福祉施策の充実、並びに公害健康被害の予防を引き続き図るとともに局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査（そらプロジェクト）の結果をとりまとめる。  <b>【水俣病対策】</b>  ○ 水俣病被害者救済特措法に基づき、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に向けた取組を進める。  ○ 公健法の認定申請者の円滑な検診及び審査を促進するとともに訴訟への迅速な対応を図ることにより紛争の解決に努める。  ○ 水俣病発生地域の健康増進・健康不安の解消・地域社会の絆の修復の充実を図る。  ○ 水俣病経験の普及啓発セミナーを開催する。  ○ 水俣病に関する調査研究を推進する。  <b>【石綿健康被害救済対策】</b>  ○ 石綿健康被害救済制度の見直しのため、法律の施行状況を踏まえ、諸課題について整理検討を行う。  ○ 一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査、石綿健康被害救済制度に係る動向調査、石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査・還元等事業等を実施し、知見やデータを収集する。  <b>【環境保健に関する調査研究】</b>  ○ スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化を図るとともに、時間単位の飛散予測について予測システム試行版を構築する。  ○ 黄砂の健康影響について知見を収集し、更なる疫学調査を実施する。  ○ 情報収集を継続し、必要に応じて環境保健に関するマニュアルの更新を行う。  &lt;終期を迎えた予算事項&gt;  ・ 局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査  予定の終期通り廃止。  &lt;予算要求&gt;  平成23年度予算要求額：24,269,665千円</p>
8	環境・経済・社会の統合的向上	<p><b>改善・見直し</b></p> <p>&lt;今後の主な取組&gt;  <b>【経済のグリーン化の推進】</b>  ○ 環境報告ガイドラインや環境会計ガイドラインのより一層の普及と、環境情報の有用性や開示情報の利活用を図るため、各ガイドラインの見直しに取り組む。  ○ 中央環境審議会環境と金融に関する専門委員会の報告書を踏まえ、(1)リースの活用による低炭素機器の普及促進、(2)年金基金による環境配慮投資の促進、(3)有価証券報告書等を通じた投資家への環境情報開示の促進、(4)日本版環境金融行動原則の策定支援等の金融のグリーン化に取り組む。  ○ 中小企業の環境マネジメントシステムであるエコアクション21について、産業廃棄物の適正処理などの環境法令の遵守の把握など審査の一層の適正化に努めつつ、その普及を推進する。  ○ 環境産業の景況感等を把握する「環境経済観測」を本格実施するとともに、引き続き環境産業市場規模等の推計を行う。また、これらの環境と経済の関係に関する情報（環境経済情報）を体系的に整理し、インターネット等を通じて広く情報提供をしていく。  ○ 地方公共団体に向けてグリーン購入の具体的な取組手法などを紹介したガイドラインを用いて、小規模な地方公共団体への取組の推進を図るなど、環境に配慮した製品・サービスの普及促進に係る施策を実施する。  ○ 古紙偽装問題等による環境配慮型製品の信頼性失墜に対し、製品テストの実施及び信頼性確保に係る施策を検討・実施していく。  ○ 環境配慮の向上に資する税制上の措置を実施するとともに、地球温暖化対策税についても、平成23年度の実施に向けて、検討を進める。</p>

		<p>○ より効果的な環境配慮契約の促進のための基本方針等の見直し。環境配慮契約の義務対象機関である国及び独立行政法人等の着実な実施の確保、努力義務対象機関である地方公共団体等に対し、説明会の開催や先進事例パンフレットの作成・配付等による普及促進。</p> <p>○ エコ・アクション・ポイントについては、平成22年度に公募により採択されたモデル事業（全国型1件）を通じて、幅広い国民と企業の参加を得て、次年度以降は経済的に自立した民間主導のエコポイントビジネスモデルの確立を目指す。</p> <p>○ 高い省エネ性能を持つ家電の購入や、断熱性に優れた住宅の新築・リフォームに対し、様々な商品と交換できるエコポイントを付与するグリーン家電エコポイント、住宅エコポイントを引き続き推進。</p> <p><b>【環境に配慮した地域づくりの推進】</b></p> <p>○ 公共交通を中心とした低炭素型の地域づくりに向けた計画の策定や事業の実施に対する支援を進めるとともに、環境省ホームページ上での地域づくりに関する情報の更なる充実を進める。また、公害防止計画による施策の推進を図るとともに、制度の見直しに向けた検討を行う。</p> <p>○ コミュニティ・ファンド等の市民出資・市民金融を活用した環境保全活動の促進策をより具体的に検討する。</p> <p>○ 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル」に関する地方公共団体からの疑問・質問に対応することで、実行計画策定の支援を行う。また、集約型都市構造の実現等の都市計画との連携を図る対策・施策についての実施手法等を検討し、得られた最新の知見を地方公共団体に対して提示していく。</p> <p><b>【環境パートナーシップの形成】</b></p> <p>○ 地方環境事務所、地方EPOと連携したセミナー等の開催によるNPOの政策提言能力の向上の支援、地方環境事務所・地球環境パートナーシッププラザ・地方環境パートナーシップオフィスと関係機関との連携の強化、NPO等が経済的に自立した活動を展開できるようにするための支援などを行う。</p> <p><b>【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】</b></p> <p>○ 引き続き、環境教育の場や機会の拡大、人材育成、プログラム整備、情報提供等を進めるとともに、わが国における「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」実施計画に掲げられている「高等教育機関における取組」及び「地域における実践」を更に推進していく。</p> <p>&lt; 終期を迎えた予算事項 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境ベンチャービジネス育成スキーム構築検討経費 所期の目的が達成されたため。</li> <li>・ 環境格付調査等補助金 所期の目的が達成されたため。</li> <li>・ 無利子融資事業 所期の目的が達成されたため。</li> <li>・ 環境関連商品購入促進方法調査事業 他の事業とあわせて効率的に実施することとしたため。</li> <li>・ エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業 モデル事業として所期の目的を達成したため。</li> <li>・ 環境と経済の好循環のまち推進活動費 一定の成果が得られたため、平成21年度限りで終了。</li> <li>・ 地域グリーンニューディール基金の創設 中核市・特例市グリーンニューディール基金の創設。 平成21年度補正予算の単年度事業であるため</li> <li>・ 21世紀子ども放課後環境教育プロジェクト 所期の目的が達成されたため。</li> </ul> <p>&lt; 予算要求 &gt; 平成23年度予算要求額：1,398,761千円</p> <p>&lt; 機構・定員要求 &gt; 定員要求：1名</p>
9	環境政策の基盤整備	改善・見直し



		<p>&lt;今後の主な取組&gt;</p> <p><b>【環境基本計画の効果的実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第三次環境基本計画に係る施策を効果的に実施し、点検結果を環境保全経費の見積り方針へ適切に反映し、各種施策実施のための財政措置を講ずるとともに、同計画の目標の具体化及び指標の充実化等を図る。同計画と国土利用計画等の他の計画との調和を図る。</li> </ul> <p><b>【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画段階配慮書の手続の新設、環境保全措置等の公表等の手続の具体化等を盛り込んだ改正法案の施行に向けた調査・検討を進めていく。</li> <li>○ 中央環境審議会答申において挙げられた、より上位の計画や政策の検討段階を対象とした戦略的環境アセスメントの導入等、今後の課題として指摘を受けた事項について検討していく。</li> <li>○ 最新の科学的知見を踏まえた環境影響評価の技術手法の開発・改良や、環境影響評価の実施に資する環境情報を提供するためのデータベースの構築に取り組む。</li> <li>○ 政令の改正により風力発電施設を法対象事業に追加するため、規模要件や調査、予測及び評価の手法に関する基本的な考え方について検討する。</li> </ul> <p><b>【環境問題に関する調査・研究・技術開発】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」の改定を行い、新たな推進戦略で設定された課題を着実に実施するよう、体制整備や重点化を図る。なお、新たな推進戦略について、その実施状況のフォローアップを実施することとしている。</li> <li>○ 地域の産学官連携による環境技術開発の基盤整備、優良技術の実用化のための技術開発と社会への普及を図る。</li> <li>○ 環境研究開発の政策ニーズの反映の強化及び戦略性の強化を図る。</li> <li>○ 競争的研究資金について、新たな、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」等を踏まえ、領域横断分野を明確にした研究開発など、その充実及び連携の強化を図る。</li> <li>○ 環境経済の政策研究について、グリーン・イノベーションの推進等の残された課題について、新たに公募を行うなど、研究の充実を図る。</li> </ul> <p><b>【環境情報の整備と提供・広報の充実】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境省ホームページについて、国民等利用者の利便性の向上を図るため、引き続き各種コンテンツ、データベース機能の充実を図る。</li> <li>○ 環境保全活動の普及、啓発を推進するため、引き続き各種広報活動及び環境関連行事の充実を図る。</li> <li>○ 環境情報戦略に基づき、関係府省と連携しつつ、戦略に定められている当面優先して取り組む施策を実施する。</li> </ul> <p>&lt;終期を迎えた予算事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響評価追跡調査費 一定の成果が得られたため業務を終了。</li> <li>・ 地域の産学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業 一定の成果が得られたため業務を終了。</li> <li>・ 環境研究・技術開発の戦略的発信事業 効果・効率的な情報発信の観点から、国立環境研究所における情報発信と連携し、当初の予定であった網羅的な情報発信から、メッセージ性をより強化したテーマの絞り込み・厳選を行った結果、更新経費の圧縮の見通しが立ったため終了。</li> <li>・ 地方における環境調査研究機能強化費 経済危機の中、その低下が危ぶまれる地方における環境調査研究機能を維持・強化するための方策をまとめることが急務であり、事業計画を1年前倒ししたため終了。</li> <li>・ 太陽光発電世界一奪還戦略策定事業費 費用対効果を検証し、業務効率化の観点から中止。</li> <li>・ 上海国際博覧会関係費 上海国際博覧会の終了に伴い、終了。</li> </ul> <p>&lt;予算要求&gt; 平成23年度予算要求額：25,138,452千円</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p>
--	--	---

	定員要求：6名
--	---------